

## 第9期第2回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日 時 平成29年1月24日（火）10時～11時15分
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員、今井委員、廣田委員、中里委員、石塚委員、岡澤委員、太巻委員、  
浅見委員、岩橋委員、大江委員、襲田委員、加賀美委員、河原委員、嶋村委員、  
中村委員、渡部委員、小泉委員、田中委員、斉藤委員、やくし委員、  
きみがき委員、池尻委員、かとうぎ委員  
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、清掃リサイクル課長、  
練馬総合福祉事務所長、税務課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0人
- 5 配付資料
  - 資料1 車両に関する業務に係る個人情報の外部提供について
  - 資料2 生活保護に関する業務に係る電子計算組織の結合について
  - 資料3 外部提供および本人あて通知の省略に関する審議会事前一括承認基準の適用について
- 6 会議の概要
  - (1) 【諮問第1号】 車両に関する業務に係る個人情報の外部提供について
  - (2) 【諮問第2号】 生活保護に関する業務に係る電子計算組織の結合について報告事項
  - (1) 外部提供および本人あて通知の省略に関する審議会事前一括承認基準の適用について
- 7 発言内容

(会 長) 委員の皆様にはご多忙のところ、また寒さ厳しい中、ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

ただいまから、第9期第2回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。

早速、本日の議事に入らせていただきます。本日の議題は、諮問が2件、報告が1件となっております。

では、事務局から諮問第1号について、ご説明をお願いいたします。

(清掃リサイクル課長) ———車両に関する業務に係る個人情報の外部提供について  
資料1に基づき説明———  
説明は以上です。

(会 長) ただいまの説明について、ご意見・ご質問をお願いします。

(委 員) 一点目は提供媒体の関係です。資料中の外部提供記録票を見ても、外部提供には条件を付すということで、保管方法および保護措置に関する事項と書いてあるので、何らかのことを契約や協定に書くのではないかと思われませんが、具体的にはどのようなことを書く予定ですか。例えば、原本そのものを提供するのか複製物を提供するのか、あるいは返還のルールはどうするのかなど、提供する場合の取扱いのルールや、個人情報の保護に関連することを書くのではないかと思うのですが、どういう内容を予定しているのかお伺いしたい。

二点目は、「本人あて通知の省略」ということが資料1の目的に入っています。条例に基づくと原則は通知であり、ただし書の例外で省略できることになっています。本人あての通知を全部省略することは、個人情報保護の観点からいかがかなという問題意識をもっていますので、当局の説明をお伺いしたいと思います。

(会 長) それでは二点、外部提供の条件についての質問と本人あて通知の省略についての質問に回答をお願いします。

(清掃リサイクル課長) 一点目の媒体の提供方法です。これまで私どもドライブレコーダーを搭載し運用しておりますが、外部提供したことは現時点ではございません。今後、外部提供する場合がございますが、基本的には複製物での提供を考えております。そして、その複製物につきましては、当該事案に関する事故に係る部分のみという取扱いにしたいと考えています。

(情報公開課長) 二点目の本人あて通知の省略でございます。練馬区個人情報保護条例第16条におきまして、「目的外利用または外部提供したときには、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。」という定めになっております。映像に映っているのは、当事者以外には通行人やそこに映っているお店の方になりますので、なかなか特定が難しいとい

うこともあって、本人あて通知を省略させていただきたいということでございます。以上です。

(会 長)

いかがでしょうか。

(委 員)

一点目の複製物の提供はいいのですが、提供する際には協定や契約を結ぶのだと思いますが、どのような内容を予定しているか全部でなくていいので、イメージとしてどのようなことを載せるのかを説明させていただきたいというのが1つです。

二点目の本人あて通知ということで、本人という場合にどこまでカバーするかということです。例えば、ドライバーが本人に含まれるとすれば通知しないことになるわけですね。仮にその場合、区の職員には、あらかじめ審議会で決まっているということを説明するからいいかもしれませんが、運転代行などをやっている場合には、本人に入るのかどうかは議論になると思う。先ほどお店や通行人など第三者が映っているような場合に、そのような人にいちいち了解を得るのは困難なので通知を省略するというのは、私もそのとおりだと思いますが、考え方として対象人数が非常に多数の場合や通行人という全くの第三者であるという場合には通知の省略はいいだろうと思いますが、ドライバーや同乗者はもし裁判になった場合には関係当事者になるわけですから、少なくともこういうことについてはデータを提供しますよということを言っておいた方が親切なのではないかと思います。通知は別に様式もないわけですから、何らかの機会に区の職員なり実際にドライバーとして働かれる人には、こういう取扱いにしますということを通知してあげるのは、条例の趣旨ではないかと思いますので申し上げました。

(清掃リサイクル課長)

一点目の件ですが、基本的には大きく2つを考えています。目的外の利用を禁止するという、そして、利用が終わった際には適正に処分を行うことです。規程は本日の審議の後、いただいたご意見等を踏まえて、情報公開課と相談しながら作成いたします。

(情報公開課長)

二点目の本人あて通知の省略でございます。原則通知をするということですが、通行人等については省略をさせていただきたいと考えています。ただし、事故の当事者、区の職員は除きますが、相手方については通知をさせていただきたいと考えております。

(会 長)

よろしいでしょうか。

(委 員)

内容は分かりましたが、そうすると「本人あて通知の省略」というのはあまりにアバウトな表現ではないですか。事故の当事者に通知するというのであれば、通知者が分かるようにきちんと書いておくべきだと思います。

(会 長)

通知するのであれば、そのように書いた方が正確かなと思いますがいかがでしょう。

(情報公開課長)

ただ今のご意見を踏まえて、そのように対応させていただきます。

(会 長) よろしいでしょうか。

(委 員) はい。

(委 員) ドライブレコーダーの記録情報が日常どのように管理されているのかと、消去のシステムとかデータの取扱いを誰が行っているのかを教えてくださいたいのが一点。もう一点は、そもそもドライブレコーダーは個人情報の取得の一つの形であるわけですが、この個人情報の取得は、どういう業務として整理をされているのかも教えてください。

(清掃リサイクル課長) 一点目の記録情報の管理は、基本的には事故がなければそのまま連続で録画していきますので、上書き消去になります。ドライブレコーダーを購入した年度によって録画時間が48時間、あるいは7時間というように様々なデータ容量になっていますが、上書き消去が原則となります。その中で私どもがデータを保存する場合は2つあります。1つは事故があった場合です。もう1つは「ひやりはっと」の場合です。急な飛び出し等で事故には至らなかったが非常に危険であった場合に保存しています。これらの保存については、ドライブレコーダーからカードを抜き、専用のパソコン内に保存しています。なお、このパソコンは外部環境には繋がっておらず、車両についてのみ専用で管理している特定のパソコンです。2つのケースのデータは、管理責任者を清掃事務所長、取扱責任者を係長ときちんと明示しながら、保存・管理しています。

清掃に関しましては、20年7月からドライブレコーダーの搭載を始めております。導入した当初は、防犯カメラの位置づけとして設置しました。清掃車は区内をくまなく日々走行しておりますので、「防犯カメラ作動中」あるいは「ドライブレコーダー搭載車」と車両の前後に明示し、犯罪抑止という観点から導入したものです。あわせて安全運転に準用させていくという趣旨で搭載しました。

業務の登録の名称としましては、「地域防犯・防火活動支援事業に関する業務」として個人情報業務の登録を行っております。

(委 員) ありがとうございます。伺いますが、外部提供記録票の中に利用目的欄がありますが、そこには事故に至った経緯を詳細に分析するためという記載しかなくて、保険請求のためといった限定的な目的にはなっておりません。業務としては防犯として登録されているという説明だったので、記録されている個人情報が具体的にどのような目的の場合には外部提供されるのかが曖昧で気がかりな印象を受けました。

説明の趣旨を見ると、保険適用の是非の話のように思っていたのですが、実際にはドライブレコーダーには意図しない様々な周辺情報が記録されていくと思います。そういう情報について、目的をもう少し明示をしないと、漠然とした形で個人情報が保険会社ないしは警察署に出ていくおそれはないのかと感じます。

もう一点は、練馬区の業務の中では、委託を通して様々な車両が使

われています。委託をした車両のドライブレコーダーの情報管理についてはどのようにお考えかお聞きします。

(清掃リサイクル課長)

二点目の清掃車両ですが、直営車両の他に委託した清掃車両も街中を走っています。これらについて私どもとしては、仕様書でドライブレコーダーの搭載を求めているわけではありません。ただ、実際には委託の車両もドライブレコーダーを搭載しており、これらについても区と同様に適正に個人情報を取り扱うよう仕様書で定めておりますので、その中で適正に管理させているという状態になっています。

一点目に戻ります。冒頭申しましたが、平成20年7月にドライブレコーダーを搭載して以来、外部提供したケースはありません。今後そういう可能性もあるということで、今回諮問をしています。事故が発生した場合、すぐに警察署に連絡し、警察官の立会いのもとで事故の分析を行っております。しかし、細かいところまで分かりえなかった場合には、警察署に映像データを提供する必要があると考えております。また、実際の賠償となると、保険会社に関わっていただきますので、保険会社にも提供する必要があるだろうと考えております。事故が起きたら即、警察署や保険会社に提供するわけではありません。

(委員)

時々、テレビなどの報道でドライブレコーダーの画像が使われるのを見ますが、事故の当事者ではないドライブレコーダーの記録が事故の状況を確認する趣旨として使われていることもままあるように思います。あるいは、何かの事件に関連して、警察署から任意にドライブレコーダーの情報提供を求められる場合も想定できると思います。

どういった場合にドライブレコーダーの情報を提供するか、資料1の目的に記載してある事故に至った経緯を詳細に分析するためでは、あまりに漠然としている感じがしますので気がかりです。また、本人への通知の話では、私は通知なしにやることは大変よくないと感じていましたが、先ほどの説明で書き方を変えていただくことになったので了解いたしますが、いずれにしても外部提供の目的や外部提供における本人同意について、もう少し慎重に限定的に記載するなど手続きを明示することが必要だと思えます。その点をぜひご検討いただきたいと思えます。

(会長)

資料を見ると、外部提供の目的は1ページに書いてあって、3ページの外部提供先の利用目的とは議論がすれ違っている気がいたします。1ページの目的をもう少し具体的にケースを挙げた説明の方が分かりやすいと思えます。

(情報公開課長)

例えば、事故の当事者ではないが重大な事故が映っていた場合などについては、あくまで法令に基づく提供となります。例えば、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会を文書で警察からいただいた時のみ提供しますので、今回の諮問には該当しません。法令に基づく場合には、本人の同意がなくても提供できると考えております。

- (会 長) 法令というのは正確ではないかもしれませんが、国の業務に任意に協力する場合と法令の規定に基づく、例えば、捜索差押とか強制捜査ですかね、そのような形で提供を求められた場合などを意味しているということによろしいですか。
- (情報公開課長) そのとおりでございます。
- (会 長) あと区民の生命、身体、財産を守るなどですか。法令に定められたのを除いて、それ以外は提供しないということですね。
- (情報公開課長) はい。個人情報保護条例第 16 条になりますが、本人の同意を得ないで外部提供することができる事例を申し上げますと、「(1) 法令等に定めがあるとき」、「(2) 出版、報道等により当該管理個人情報の内容が公にされているとき」、「(3) 人の生命、身体、健康または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」、「(4) 専ら統計の作成のために利用し、または提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき」、「(5) あらかじめ審議会の意見を聴いて、公益または区民福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認めるとき」となっています。
- (委 員) 先ほどの説明を聴いていますと、登録業務としては防犯カメラと同類の業務登録として運営しているという経過があります。ということも含めて、実際にどういう場合に外部提供が行われるかということについてもう少し精査をしていく必要があると思います。もともとの業務が防犯ということになると、場合によっては目的外利用という面も出てくる可能性もあるとも思いますので、小さなことかもしれませんが、もう少し精査をしていただきたいという意見を申し上げて終わります。
- (会 長) 結局、白黒はっきり分かれる場合はいいのですが、グレーゾーンが必ずあり、そのグレーゾーンを恣意的に運用される危険性がないかという観点でご指摘されていると感じます。できるだけ客観的な基準で運用していただければと思います。他にご意見ありますか。
- (委 員) 資料 1 では、所管課名として危機管理課など広範囲に載っていますが、外部提供記録票には清掃事務所と経理用地課だけが載っています。その他が入っていないのは、数が少ないということでこの二つで全部を表しているということですか。
- (情報公開課長) 説明が足らずに失礼しました。3 ページの外部提供記録票は、環境部清掃事務所になります。4 ページの所管課は、総務部経理用地課になっています。すべての課でこの記録票を作るということではなく、今回は清掃事務所とそれ以外に分けて作らせていただきました。
- (委 員) 二つ書いてあって、片方だけが業務の対象だと、私が今言ったのは青少年課なども設置台数は少ないが、入っています。93 台のデータを提供するということになる、外部提供記録票では清掃事務所と経理用地課しか出ない。それによろしいかということですか。

- (情報公開課長) 4ページの経理用地課の記録票には、経理用地課だけではなく清掃事務所以外の各所管課の分も入っております。
- (会長) 他に何かご意見・ご質問ございますか。
- (委員) 3ページの外部提供記録票ですが、外部提供する管理個人情報の記録の種別の戸籍等事項にチェックがあるのは、何のことを指していますか。
- (情報公開課長) 映像データのうち、顔の部分につきまして、戸籍等事項のところで読ませていただき、こちらにチェックをいれたものです。
- (委員) 旅客運送業者や貨物運送業者の車両についてはドライブレコーダーの設置義務があると聞いていますが、区が設置しているドライブレコーダーでは車内の運転手の動きと車外はどこまで映りますか。
- (清掃リサイクル課長) 清掃車に搭載しているドライブレコーダーにつきましては、車内と走行方向に対して前方180度が映るようになっています。
- (情報公開課長) 清掃車以外の車両につきましては、フロントガラスの上部に進行方向に向けて設置しています。
- (会長) 他にご意見・ご質問ございますか。
- (委員) ドライブレコーダーの設置は、各所管において報告なしに決められるのでしょうか。
- (情報公開課長) 今のところ、ドライブレコーダーの設置にかかる全庁的なルールはありません。車両を保有している各部署の判断で、走行距離等を踏まえてドライブレコーダーを設置しているところです。
- (委員) どのナンバーの車両が消去し忘れたかなど、データ消去漏れ等が起こらないよう、どのように管理しているのでしょうか。
- (情報公開課長) 各所管課で防犯カメラの規程に準じた運用基準を作っております。これを見ると、7日間で新しいデータに上書きをされて自動的に消えるという運用になっています。
- (委員) 外部提供記録票の中の外部提供する管理個人情報の記録の種別欄で社会的地位としていくつか載っていますが、営業車であった場合、会社名が映る可能性があると思われませんが、ここに記入されていないのは何か理由がありますか。
- (情報公開課長) 会社名が入った車両については、申し訳ありませんが想定しておりませんでした。この職業なり勤務先という社会的地位のところにチェックをつけるよう訂正いたします。
- (会長) 映像の中に入ってくる可能性は高いし、営業車両の場合は名前が入っている場合が多いですね。
- 他に何か質問・ご意見ありますか。
- 無いようですので、諮問第1号については原案どおり承認させていただくということでよろしいでしょうか。
- (各委員) <はい>

(会 長) 続いて、つぎの諮問に移ります。  
諮問第2号のご説明をお願いいたします。

(練馬総合福祉事務所長) ——生活保護に関する業務に係る電子計算組織の結合について  
資料2に基づき説明——  
説明は以上です。

(会 長) ただ今の説明について、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。  
(委 員) 資料2ページの送受信する項目で、中段あたりに「公費負担上限額減額」という記載がありますが、減額としか書いてないので中身を教えてくださいいただけますか。それと、最後の「小規模居宅サービス利用」とあるのも利用という項目が具体的に何を指していますか。

(練馬総合福祉事務所長) 上限額減額と小規模居宅サービス利用については、福祉事務所から何かするというのではなく、国保連からの書式の中にこの項目が入っているということです。

(会 長) そういうことも必要ですが、委員の質問しているのは言葉の意味を尋ねており、それによって質問が続くのではないかと思いますので、意味を説明してください。

(練馬総合福祉事務所長) 全額介護保険を使っていくと高額になりますので、そこに上限額を設定しており、その上限額に達している場合にここに記載されます。  
また、介護保険において、小規模居宅サービスの利用についてここに記載されます。

(委 員) 聞き方が良くなかったのかもしれませんが、今回の諮問内容そのものは問題ないと思っていますが、資料の書き方というか記述の仕方がよく分かりません。「上限額減額」という項目が立っているのですが、減額の有無が書いてあるのか、あるいは減額の額が書いてあるのかといった記載がないので、そもそもどのような情報が送受信されているのかがこれからは確認できないと思います。

それから「小規模居宅サービス利用」というのも、利用の有無の記載があるのか、サービスの内容まで書いてあるのか、どういう情報が取り扱われるのかは個人情報保護の基本中の基本なので、できる限り明確に記載されている項目を記述していただきたいと思います。ですから、改めて伺いたいのは減額や利用の有無の問題なのかを確認したいのと、そのことをぜひこの項目の中できちっと入れていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(練馬総合福祉事務所長) 大変失礼いたしました。こちらは、様式に記載のある項目をそのまま載せています。内容につきましては、公費負担額上限額の減額の有無、それから小規模居宅サービス利用の有無について記載されているものです。

(会 長) よろしいですか。



- 他にご質問・ご意見はありますか。
- (委 員) 関連情報として教えて下さい。今回、生活保護に関する業務で国保連とデータのやりとりをするということですが、一般の被保険者について現在どういう状況になっているのか教えてください。
- (練馬総合福祉事務所長) 介護保険の被保険者で生活保護ではない方ということでしょうか。
- (委 員) 介護保険だけではなく、国民健康保険の被保険者です。
- (情報公開課長) 国保連との電算結合なり、やりとりをしている他の業務についてのお尋ねということによろしいでしょうか。
- (委 員) はい。
- (情報公開課長) 先ほどお話が出ましたように、現在、国保連とやりとりをしている業務は、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険と介護保険の予防・給付に関する業務、心身障害者福祉に関する業務になります。今回の生活保護に関する業務が入ると、全て電算でのデータのやりとりになります。
- (委 員) そうしますと、国保連とのやりとりの電算化という点では、一応完成形になってくると考えていいですか。
- (情報公開課長) はい。
- (委 員) 今、国保連とのネットワークは練馬総合福祉事務所だけで、今後新しく3つの拠点は専用回線で行うという形になっています。現在の紙ベースでのやりとりは区としてまとめて送るのではなくて、専用回線の繋がっていない3福祉事務所については、今もばらばらで送っているということですか。
- (練馬総合福祉事務所長) 各福祉事務所で紙媒体をやりとりしています。
- (委 員) 区として、まとめてチェックする機能はないという理解でいいですか。
- (練馬総合福祉事務所長) 現在のところは、それぞれの福祉事務所で責任をもって業務にあたっているところでございます。
- (委 員) 現在も紙媒体でやりとりしているのは、4つの福祉事務所それぞれに管理をしているということですね。
- (情報公開課長) 練馬区を4つの区域に分けて、それぞれ管轄がありますので、それぞれの福祉事務所で管理をしています。
- (委 員) 管轄は別々ですが、やり方は一緒ですね。
- (会 長) 資料2の1ページに書いてある「ペーパーレス化の推進」や「業務の効率化」は分かるのですが、「情報セキュリティの確保・向上」というのは具体的にはどういう意味なのでしょう。紙媒体よりもペーパーレスのほうが、セキュリティが向上するということだと思いますが、その点を説明してください。
- (練馬総合福祉事務所長) 情報セキュリティの確保・向上につきましては、データの紛失や盗難の防止という意味で国保連が説明しております。紙媒体だと紛失する可能性があるということで、電子化の方が情報セキュリティの確

保・向上するという意味で使っているところがございます。

(会 長) 他に何かご質問・ご意見ございませんか。

(各委員) <なし>

(会 長) それでは、諮問第2号については、原案どおり承認ということよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(会 長) 諮問事項は以上です。続いて、報告事項に移らせていただきます。では報告事項のご説明をお願いいたします。

(税務課長) —外部提供および本人あて通知の省略に関する審議会事前  
一括承認基準の適用について 資料3に基づき説明—  
説明は以上です。

(会 長) ただ今の報告事項に関しまして、ご意見・ご質問をお伺いしたいと存じます。

(委 員) 1ページには3の提供した管理個人情報には、軽自動車税の納税不足額が生じた車両(309台)の車両番号と書いてあります。逆に言うと個人情報は提供していないとなっています。

2ページに類型12の事例に「リコール等の場合」を追加すると書いていますが、今回がリコールかという多分そうではない。リコールというのは、自動車に故障や不具合があった場合に無償で修理してくれるケースだと思いますが、今回はそれにあたらない。そうなる、等で読むのかと思いますが、等では何のことか分からないのでこの書き方は非常に不適切なのではないか。一番正確に書くとすれば、1ページの「軽自動車税の納税不足額が生じた滞納の車両番号」になると思いますが、それが長すぎるのであれば、例えば軽自動車税に係る車両番号などと書けば十分ではないかと思えます。あまり「リコール等の場合」ということで包括的に一括承認基準にするのはいささか乱暴ではないかと私は思いますが、いかがでしょう。

(情報公開課長) 事例欄の「リコール等の場合」という表現ですが、今回は三菱自動車の燃費試験不正行為という特別な事例を一言で表すのがなかなか難しいということと、リコールは今後も起こりうる可能性もあるため、車に関連するという意味から「リコール等の場合」というようにさせていただきました。以上です。

(委 員) たぶんリコールするときには、登録している車両番号だけでなく所有者の個人名、住所、電話番号など車両番号だけではなく、個人情報のものもついてくるのではないかという感じがします。今回の場合とリコールの場合とを一緒に書くのはいささか無理があるのではないかと思います。リコールの場合どうするかは、その時の事案の状況により審議会で議論すればいいのであって、今回の対応としては短く

すれば、軽自動車税に係る車両番号とか軽自動車税関係の車両番号と書けば必要十分ではないかというのが私の意見です。

(委員) 一般的にリコールというのは自動車会社と所有者の関係だけじゃないのですか。ところが、今回は軽自動車税というので関係するということで、おっしゃるようにこれは逆のほうがいいかと思いました。リコール等にした説明は、区がどの程度関与するのかよく分かりませんので、そのへんをお聞きしたい。

(会長) 委員のおっしゃるのは、リコールの場合には自動車を売った人間が誰かは調べればわかるので、区が個人情報を提供することはないのではないかと。むしろリコール等というよりは、まさに今回の場合をそのまま書いた方がいいのではないかということです。今回、区がなぜ関与するのか、メーカーがなぜ調査できないかということ、たぶん税額がわからないからだと思います。不足分の税額がいくらかという情報は区に聞くしかないので、区が関与せざるをえないのだと思います。そのところも含めて、ご説明をお願いします。

(情報公開課長) 車のリコールというのはこれまでもありました、それに伴って区が情報を外部提供したということはありません。なかなか適当な表現が思いつかなかったというわけでございます。ただ今いただいたご意見を踏まえて、一般のリコールで起こりえることは想定できないので、今回の事例に限ったような表現を再度考えさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(委員) 今回の事例を思い浮かべるようなものを一括承認に入れるというのは、逆に言うと問題があると思います。

(情報公開課長) 例えば、車両に関する税情報ですとか、リコールという言葉を使わない方向で表現を考えたいと思います。

(会長) リコールということで、おそらく本来有すべき機能・性能を持っていないそういう意味での車両に関する問題を多分リコールという言葉で表現しようとしているので、意図自体は別に何か裏があるとは思っていませんが、確かにちょっとリコールではないなという気がします。正規の本来備えているべき性能・機能を持っていない自動車に関する税不足に関して情報提供するというのでいいのですか。

(委員) 今回は税の情報を提供したわけではなく、車両番号を書面で提供したものです。

(会長) 他に何か質問・ご意見はありませんか。

それでは、報告案件については以上とさせていただきます。

今日はお忙しいところ皆様ご出席いただきましてありがとうございます。以上で本日の審議会を終了します。